船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中国地方交通審議会は、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730―8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成26年９月３日

中国地方交通審議会会長　藤原　章正

沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―0006沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　沖縄総合事務局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

平成26年９月３日

沖縄地方交通審議会会長　宮里　　猛

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して次のとおり公示する。

平成二十六年九月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　国土調査（補助基準点測量）の実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十六年八月二十一日

二　調査を実施する者の名称　国土交通省

三　調査地域

埼玉県　入間郡三芳町

四　調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十七年三月三十一日まで

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成26年９月３日　札幌地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成26年９月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　札幌地方裁判所

２　被告事件名　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反、覚せい剤取締法違反

３　被告人氏名　竹田　　等、岡山　峰行

４　公判期日　未定

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

１．覚せい剤23包（押収量0.243グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.233グラム、１包）、（押収量0.245グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.235グラム、１包）、（押収量0.247グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.237グラム、１包）、（押収量0.249グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.239グラム、４包）、（押収量0.252グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.242グラム、１包）、（押収量0.253グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.243グラム、３包）、（押収量0.255グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.245グラム、１包）、（押収量0.257グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.247グラム、１包）、（押収量0.261グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.251グラム、１包）、（押収量0.770グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.760グラム、１包）、（押収量0.771グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.761グラム、１包）、（押収量0.772グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.762グラム、１包）、（押収量0.774グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.764グラム、１包）、（押収量0.778グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.768グラム、２包）、（押収量0.780グラム、鑑定消費量約0.01グラム、現在量0.770グラム、１包）、（押収量0.782グラム、